

産休・育休・産後パパ育休(出生時育児休業) 制度について

産休とは

産前休業と産後休業のことです。

産前休業

出産予定日の6週間前から（双子以上の場合
は14週間前）から、請求すれば取得できます。

産後休業

出産の翌日から8週間は、就業できません。
産後6週間を過ぎた後、本人が請求し、医師
が認めた場合は就業できます。

※どなたでも取得できます。

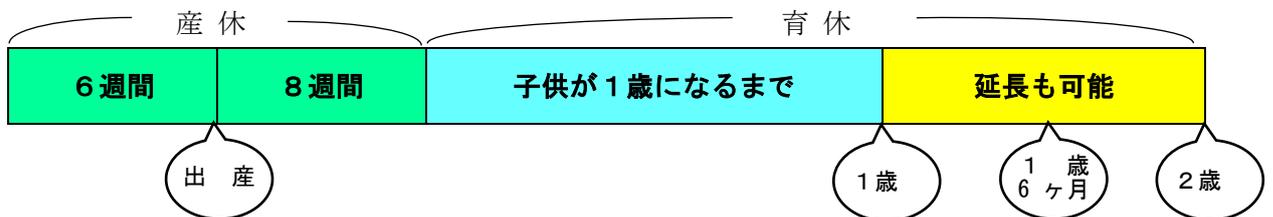
育休とは育児休業のことです。

1歳に満たない子供を養育する男女労働者
は、会社に申し出ることにより、子供が1歳
になるまでの間で希望する期間、育児のため
に休業できます。分割して2回取得可能です。

産後パパ育休(出生時育児休業)

子の出生後8週間以内に4週間まで取得可
能です。初めにまとめて申し出れば、分割し
て2回まで取得することもできます。

※育児休業・産後パパ育休には、取得できる
方の要件があります。



休業中はお給料の支給はありませんが、下記の経済的支援を受けることができますので、安心して子育てをすることができます。

〈産前・産後休業、育児休業、産後パパ育休(出生時育児休業)をする方への経済的支援〉

○出産一時金

妊娠4ヵ月(85日)以上の方が出産したときは、一児につき50万円(産科医療補償制度の対象外となる出産の場合は48.8万円)の出産育児一時金が支給されます。

○出産手当金

出産日以前42日から出産日後56日までの間、欠勤1日について、健康保険から賃金の3分の2相当額が支給されます。

○育児休業給付(出生時育児休業給付金)

雇用保険に加入している方が、育児休業(産後パパ育休)をした場合に、原則として休業開始時の賃金の67%(育児休業の開始から6か月経過後は50%)の給付を受けることができます。

○産前・産後休業期間中、育児休業期間中の社会保険料の免除